

平成30年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

施設名：服部緑地

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>I 提案の履行状況に関する項目</p> <p>(4) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度</p>	<p>危機管理体制。(非常時対応について、訓練や研修を実施したか。)</p>	<p>【施設所管課の評価】 当該年度の事業実施計画書に示した事項が一部実施できていない。 ○大阪府北部地震に際しては指定休であった職員も自動参集し、適切な被害状況把握と対策を行った。 ○台風等の異常気象時において、安全確保のための非常時体制はとられたが、早期復旧に向けて、倒木や施設損傷などの被害状況を早急に把握し、復旧計画を大阪府と協議して進めべきところ、大阪府への被害報告が大幅に遅れた。この点については、大阪府との連携が不十分であったと言える。 ○朝礼時及び毎月の所内会議等で日々の危機管理意識の向上に加え、公園日誌での情報共有等がさらに望まれる。</p> <p>【評価委員の評価】 事業実施計画書・公園管理要領等に沿った適正な管理運営が概ねなされている。 大阪府北部地震に際しては適切な被害状況把握と対策を行ったと評価できるが、台風等の異常気象時において、報告が遅延するなど、一部、大阪府との連携に問題が見られた。今後はその反省を踏まえた危機管理体制の充実に努められたい。</p>	<p>・平常時より、職員全員に対し、災害時を想定した危機管理意識の啓発に努めます。</p> <p>・災害時においては、被害状況の把握に努め、被害の判明状況に応じた土木事務所へのこまめな報告を行うなど大阪府との十分な連携のもと、業務にあたります。</p>	<p>→事業実施計画書P25【訓練・研修・点検内容】</p> <p>・災害時の対応について、職員に周知徹底するとともに、日頃から公園日誌等を活用した情報共有の強化を図ります。 原因を調査し、作業内容及び作業スケジュールについて、適宜大阪府と協議しながらすすめます。 早期の開放及び利用に供するために、他セクションの要員が災害復旧にあたり、適切に作業に従事する体制を整えます。</p> <p>→事業実施計画書P25【地震が起きた場合の対応】</p> <p>・第一に利用者の安全確保と避難誘導を行い、そのほか被害状況の把握、危険個所の立ち入り制限、防災関連設備の稼働、情報収集を行います。</p> <p>・被害状況については、速報に始まり、判明状況に応じて、池田土木事務所へ報告し、対応方針についても適宜協議を実施します。</p> <p>事業実施計画書P25【風水害が起きた場合の対応】</p> <p>・豊中市または吹田市に気象警報が発表された場合も地震時と同様の体制とし、大阪府都市公園条例第6条に基づく公園の利用禁止措置や利用者への園外退出呼びかけ、被害状況の把握と被害箇所の立ち入り制限を行います。</p> <p>・被害状況については、速報に始まり、判明状況に応じて、池田土木事務所へ報告し、対応方針についても適宜協議を実施します。</p>